○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)

正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当 移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、 改

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十[一・二 略]	- 並びこ第七十条を余き、以下司じ。)とする。- 定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第五十七条	権は、次に掲げる株式又は持分に係る議決権(法第四条第一項に規)、対例不可を認定すると言うないでのと言えて国際の合うなどで記述	- ^ ^ 承亰ける養央権こまたないのこされる内閣守予で置める義央- その子会社(法第四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。	を含む。次項において同じ。)の規定により、信用協同組合等又は	四項、第十条第十三項及び第百十一条第五項において準用する場合) 第三条第五項並びに第六条第五項、第八条第三項、第九条の二第	る法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号。以下「令」という。	において準用する場合を含む。)、協同組合による金融事業に関す	第三条 法第四条第二項(法第四条の三第八項(法第四条の六第三項	(権)	(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決	改 正 後
三 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十 [一・二 同上]									第三条 [同上]	権)	(信用協同組合等又はその子会社が保有する議決権に含めない議決	改正前

合を除く。) 合を除く。) 合を除く。)

[四·五 略]

2 4 略

(特例対象会社)

項において「特例事業再生会社」と総称する。)とする。業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与し業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与し業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与しまする会社(信用協同組合等の子法人等(令第三条の二第二項に規策の条の二第二項に規定する内は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業力条の二法第四条の三第九項又は第四条の六第四項に規定する内は、

✓ 当該信用協同組合等又はその子会社が当該投資事業有限責任 って、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社 記号)第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立さ 記号)第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立さ

限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除きる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有する株式又は持分(有限責任組合員が議決権を行使することがでする株式又は持分(有限責任組合員が設済事業有限責任組合」という及び第九条の二第一項において「投資事業有限責任組合(以下この号号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(以下この号号)

<

[四・五 同上]

[2~4 同上]

(特例対象会社)

第九条の二 法第四条の三第九項又は第四条の六第四項に規定する内第九条の二 法第四条の三第九項において「特例事業再生会社」と総称済活性化支援機構が関与している会社(信用協同組合等の子法人等済活性化支援機構が関与している会社(信用協同組合等の子法人等済活性化支援機構が関与している会社(信用協同組合等の子法人等方。)とする。

任組合の組合員となっているもので、当該信用協同組合等又はその子会社が当該投資事業有限責って、当該信用協同組合等又はその子会社が当該投資事業有限責任組合であ三号)第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立さ一 株式会社地域経済活性化支援機構法(平成二十一年法律第六十

組合の組合員となっているもの

口 ているもの 当該株式会社に当該信用協同組合等又はその子会社が出資し

業計画に基づき当該事業計画を実施している会社 社であって、 の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他 次のいずれかに該当するものが関与して策定した事

1 官公署

口 商工会又は商工会議所

ハ イ又は口に準ずるもの

ホ = 弁護士又は弁護士法人

公認会計士又は監査法人

税理士又は税理士法人

第四条第五項第十五号に掲げる業務を営む会社 (当該信用協

同組合等の子会社等

会社等をいう。 次条第六項第二号トにおいて同じ。)以外の会

(銀行法第十四条の二第二号に規定する子

社に限る。)

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$

略

(専門子会社の業務等)

第十条 略

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$

略

5 法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二

> $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 同上

第十条 同上

(専門子会社の業務等)

 $\begin{bmatrix} 2 \\ 5 \\ 4 \end{bmatrix}$ 同上

5 同上

二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に 掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員と 同組合等又はその子会社が出資しているもの なる投資事業有限責任組合であって、当該株式会社に当該信用協

社であって、次の各号のいずれかに該当する会社とする。価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会いる株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有に規定する内閣府令で定める会社は、金融商品取引所に上場されて

係る計画に基づく支援を受けている会社継のために支援の必要が生じた会社であって、当該事業の承継に加一代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承加

に応じ、

当該各号に定めるものとする。

に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号に掲げる場合の区分

法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一項第七号の二

ていること。 - 法第六条の四に規定する信用組合等による人的な又は財政上の - 法第六条の四に規定する信用組合等による人的な又は財政上の

一~八 同上]

[号を加える。]

八号に該当するものに限る。)の議決権を同号ロに掲げる措置に「信用協同組合等又はその子会社が前項に規定する会社(同項第

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律より取得する場合 次のいずれかに該当すること。

が成立していること。
成十一年法律第百五十八号)第二条第三項に規定する特定調停成十一年法律第百五十八号)第二条第三項に規定する特定調停不 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平

 \mathcal{O}

決定を受けていること。
ハ 会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可

前号の立 事業計画につい 次のいずれかに該当するものが関与

して策定していること。

官公署

口 商工会又は商工会議所

의 기 イ又は口に準ずるもの

弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

税理士又は税理士法人

第四条第五項第十五号に掲げる業務を営む会社 (当該信用

同組合等の子会社等以外の会社に限る。

7 • 8 略

う。)の議決権を処分基準日 内閣府令で定める会社に該当するもの(以下「事業再生会社」とい 下この項において「新規事業分野開拓会社」という。)又は第五項 のうち第五項第九号に該当する会社の議決権にあってはその取得の ってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、 に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の 定子会社がその取得した第四項若しくは第七項に規定する会社 第四項から前項まで (第六項を除く。) の規定にかかわらず、 (新規事業分野開拓会社の議決権にあ 事業再生会社 以 特

生会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日

(当

から五年を経過する日をいい、

同号に該当する会社以外の事業再

決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争

該当すること 前号に掲げる場合以外の場合 同号イからハまでのいずれかに

7 • 8 同 上

9 に限る。) 権が第五項に規定する会社 の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日 う。)の議決権を処分基準日 内閣府令で定める会社に該当するもの(以下「事業再生会社」とい 下この項において「新規事業分野開拓会社」という。)又は第五 定子会社がその取得した第四項若しくは第七項に規定する会社 ってはその取得の日から十五年を経過する日をいい、 に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の 第四項から前項まで(第六項を除く。)の規定にかかわらず、 の議決権である場合であって、 (同項第五号又は第六号に該当するもの (新規事業分野開拓会社の議決権にあ 当該会社が当該支援を受 事業再生会社 (当該議決 以 特

第一 処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有す 回ることとなる場合において、 得た議決権の数をいう。 社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数 信用協同組合等又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会 あっては当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号の二 該信用協同組合等に係る法第四条の二 でに処分しないときは、 ものに限る。 る当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日にお 会社及び事業再生会社 にそれぞれ該当しないものとする。 又は第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社 生会社(以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。 を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは 該議決権が同項に規定する会社 は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあっては当 る基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、 当該支援が終了する日)をいう。 項第七号に規定する内閣府令で定める会社に、 の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて の議決権である場合であって、 (第六項に定める要件に該当するものに限る 当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再 以下この項及び次項において同じ。)を下 当該特定子会社が当該取得の日から (同項第五号又は第六号に該当する 以下この項において同じ。)ま ただし、当該処分を行えば当該 一第一項第二号又は第四条の四 当該会社が当該支援 事業再生会社に (国内の この

ない。 基準日までの間に当該信用協同組合等又はその子会社の保有する当 こととなる場合において、 議決権の数をいう。 の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た 及び事業再生会社 の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数 協同組合等又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社 第四条の四第一項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社にそ 項第七号に規定する内閣府令で定める会社に、 用協同組合等に係る法第四条の二第一 処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会 該支援が終了する日) 基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、 該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における れぞれ該当しないものとする。 ては当該信用協同組合等に係る法第四条の二第一項第二号の二又は けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、 処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあっては当該信 (以下この項において「新規事業分野開拓会社等」という。 (第六項に定める要件に該当するものに限る。 以下この項及び次項において同じ。 をいう。 当該特定子会社が当該取得の日から処分 ただし、当該処分を行えば当該信用 以下この項において同じ。 項第二号又は第四条の四第 事業再生会社にあ (国内の会社)を下回 この限りで) までに し は 当

社

10 [同上]

信用協同組合等又はその

10

第五項及び第八項の規定にかかわらず、

第十三号において同じ。)の議決権を処分基準日(その取得の日 たときは、この限りでない。 該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分し 得の日から処分基準日までの間に当該信用協同組合等又はその特定 該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合におい する。ただし、当該処分を行えば当該信用協同組合等又はその特定 項第七号の二に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものと 同組合等に係る法第四条の二第一項第二号の二又は第四条の四第一 ときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該信用協 経過する日をいう。以下この項において同じ。)までに処分しない ら次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を める要件に該当するものに限る。以下この項及び第百十一条第一項 特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社(第六項に定 子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当 子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当 当該信用協同組合等又はその特定子会社以外の子会社が当該取

一 中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権 十年

一 [略]

[11 13 略]

(臨時休業の届出等)

第六十七条 [略]

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に

二 [同上]

中小企業者の発行する株式又は持分に係る議決権

五年

[11] [13] [13] [13] [14] [15] [15]

第六十七条 [同上] (臨時休業の届出等)

2 [同上]

合は、次に掲げる場合とする。 2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場第百二条 [略] (特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等)	三 [略] ニュー 第二項第四号に該当する場合 ニュー 「略」 ニュー 「略」 ニュー 「略」 ニュー 「略」 ニュー 「いっぱん まんしょう おんしょう しゅうしゅう しゅう	5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に三 [略] ニ 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合 一 [略]	4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該事務所の業務の全部又は一部を休止する場合 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	四 台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により事務所に[一~三 略] 掲げる場合とする。
2 [同上] 第百二条 [同上] (特定信用協同組合代理業者の臨時休業の届出等)	二 [同上] 「号を加える。] 「	5 [同上] ニー 第二項第二号又は第四号に該当する場合 ニー 第二項第二号又は第四号に該当する場合 ー [同上]	4 3 四 [同上]	[号を加える。] [一~三 同上]

二 「同上」 「同上」	三「略」三「略」
	は
3 [同上] 回 [同上]	3 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場五 [略]
	部又は一部を休止する場合させるおそれがあることにより当該営業所又は事務所の業務の全
	役員若しくは職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じは事務所においてその業務を行うことが当該営業所又は事務所の
[号を加える。] [一~三 同上]	四 台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により営業所又[一〜三 略]